

留萌市立北光中学校 学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止のための取組

- ◇ 年間を通じて、学年（学級）で、繰り返し行う取組
 - ※ いじめについての共通理解
 - ・「いじめは人間として絶対にゆるされない」という基本的な世論を学校全体に醸成していく。
 - ※ いじめに向かわない態度・能力の育成
 - ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実などにより、子どもの社会性を育む。
 - ※ いじめが生まれる背景と指導上の注意
 - ・いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスがあることを踏まえ、一人一人を大切にしたい授業づくりを進める。
 - ※ 自己有用感や自己肯定感の醸成
 - ・一人一人が活躍し、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を設定する。
- ◇ 年間計画を策定し、計画的に実施する取組
 - ※ 生徒自らがいじめの問題を主体的に考え、いじめ防止を考える取組

3月 年間計画の策定	4月 組織会議	5月 校内研修会	6月
7月	8月	9月 取組評価アンケート	10月 計画の改善
11月 組織会議	12月 校内研修会	1月	2月 取組評価アンケート

2 いじめの早期発見・早期対応の取組

- ※ いじめの早期発見
 - ・全校生徒対象のいじめアンケート調査 年3回（6月、11月、2月 道の調査2回、独自調査1回）
 - ・保護者対象いじめアンケート調査 年2回（11月、2月）
 - ・学級担任による生徒からの聞き取り調査 年2回（5月、11月 個人面談時に実施）
- ※ いじめの早期対応
 - ・いじめと疑われる行為や訴えがあった場合（ネット上も含む）、迅速かつ真摯に対応する。
 - ・いじめの発見や通報を受けた場合、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」で直ちに情報を共有し、当該組織が中心となり、速やかに対応する。
 - ・いじめられた生徒や保護者への支援を丁寧に行う。
 - ・いじめた生徒への指導、その保護者への助言に努める。

＜基本的な、いじめへの対応の流れ＞			
① いじめの発生	→ ② いじめの情報収集	→ ③ 指導・支援体制を組織する	
	③ → ④	*生徒への指導・支援	・保護者との連携

3 いじめの重大事態対応フロー図の作成

<p style="text-align: center;">＜ 重大事態のおさえ ＞</p> <p>ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」</p> <p>イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日間を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)</p> <p style="text-align: center;">※「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置 ○ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施 ○ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供 ○ 調査結果を学校の設置者に報告 ○ 調査結果を踏まえた必要な措置

4 生徒指導体制や養育相談体制の確立

- ※ いじめ問題は、「学校におけるいじめ防止法等の対策のための組織」が組織的に対応する。
- ※ いじめ問題等に関する指導記録を保存し、進学や進級、転学時に引き継げるようにする。
- ※ 生徒及びその保護者が、「いつでも、誰にでも」相談できる体制を整備する。
- ※ 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。

5 校内研修

- ※ いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図るため、年2回、次の研修を実施する。
 - ・いじめの問題に関するチェックリストや事例をもとにした研修（6月）
 - ・教育相談に関する研修（12月）
- *年間計画への位置付け

6 地域や保護者との連携

- ※ 学校、PTA、地域の関係団体代表者によるいじめ問題に関する協議会の実施。（9月）
- ※ 学校関係者評価会議における情報提供（5月）
- ※ 生徒の悩み相談を受け止める相談窓口（学校、PTA、地域の方）を明確にして、生徒たちに知らせる。